

2、甲は請求書に記載された期日までに乙の指定する金融機関口座へ振込み支払いとする。

第9条（短期退職時の紹介料手数料の返還）

採用者が、入社辞退や自己都合により又は就業規則違反等の丙の席に帰すべき事由により3ヶ月以内に退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇されて場合、乙は、甲に対し、次の基準で本件報酬を返還するものとする。

但し、「甲」の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合にて退職した場合には、「乙」は「甲」に紹介手数料を返還しないこととする。また、採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。また、丙が、上記等の理由以外で専ら甲の都合により退職をすることとなった場合にも、紹介手数料の返戻は、行なわないものとする。

入社後 1か月未満の場合：本件報酬の 80%

入社後 1か月以上 3か月未満の場合：本件報酬の 50%

入社後 3か月以上 6か月未満の場合：本件報酬の 20%

入社後 6か月以上：返還額なし

第10条（個人情報保護及び機密の保持） 1.甲及び乙は、本契約の遂行に関して得られた甲に関する情報及び乙が紹介した人材（採用に至らなかった者を含む）の個人情報を漏洩させないように、万全の措置を講ずるとともに、これらの情報を正当な理由なく第三者に提供すること及び目的外使用をすることを禁止する。

2.甲は、乙の紹介した人材を採用しないことを決定したときは、乙から開示又は提供を受けた当該人材の個人情報を、複製物を含め、直ちに乙に返還又は乙の求めに応じ廃棄をしなければならない。また、本条の規定は本契約の終了後といえども有効とする。

第11条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、相手方当事者またはその代理人が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し保証する。

① 自ら又はその役員・従業員が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等の社会運動等、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者又はこれらと密接な関係を有する者（以下あわせて「反社会的勢力」という。）であること

② 自ら又はその役員・従業員が反社会的勢力に協力若しくは関与していること、又はその経営に反社会的勢力が関与していること

③ その相手方当事者に対し、直接又は第三者を介して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、その他これらに準ずる行為を行っていること